職員の給与等に関する報告・勧告の概要

平成23年10月28日 福島県人事委員会

<本年の報告・勧告のポイント>

○ 職員の給与に関する報告・勧告

月例給は引下げ改定、ボーナスは改定見送り

平均年間給与は△1.5万円(△0.23%)で、3年連続の引下げ

(月例給)

50歳台に重点を置いた給料の引下げ改定

(特殊勤務手当)

東日本大震災に対処するため、災害応急作業等の業務に対する手当の改定 (給与制度)

給与構造改革における経過措置額を段階的に廃止

○ 人事管理の課題に関する報告

高齢期の雇用問題の検討など4項目

I 職員の給与に関する報告・勧告

1 勧告に当たっての考え方

(1) 人事委員会の給与勧告制度

給与勧告制度は、職員の給与を社会一般の情勢に適応したものにするため、国家公務員や 民間事業所の給与などと均衡させることを基本に実施している。

本委員会は、例年、人事院等と共同して、県内の民間事業所を対象に、職種別民間給与実態調査を実施しているが、本年については、東日本大震災の影響により、この調査の実施を見送らざるを得なかった。

(2) 人事院の報告及び勧告

人事院は、本年9月30日に、月例給については、俸給表の引下げ改定、ボーナス(期末・勤勉手当)については、改定見送り等の内容を報告及び勧告した。

これにより、国家公務員の平均年間給与は \triangle 1.5万円(\triangle 0.23%)となる。

(3) 本委員会の判断

本委員会は、地方公務員法が定める給与決定の原則(情勢適応の原則及び均衡の原則)の趣旨及び県内の厳しい経済情勢等を総合的に勘案した結果、本年については、人事院勧告に準じて、月例給について0.23%の引下げ改定を行い、ボーナス(期末・勤勉手当)については改定を見送ることが適当であると判断した。

2 本年の勧告内容

(1) 月例給

50歳台に重点を置いた給料表の引下げ改定(医療職給料表(一)適用職員等を除く) 条例の公布日の属する月の翌月の初日(公布日が月の初日であるときは、その日)から実施

(2) 特殊勤務手当

東日本大震災の発生に伴う災害応急作業等の業務の中には、危険性や精神的労苦等の特殊 性が認められるものの、現行制度において十分な措置がされていない業務があることから、 人事院が制定した東日本大震災に対処するための特例規則を考慮して特殊勤務手当を改定

(3) 給与制度

給与構造改革における経過措置額について、平成24年度は経過措置額の2分の1を減額 (減額の上限1万円)して支給し、平成25年4月1日に廃止

3 改定内容(行政職の場合)

	平 成 23 年		(参考)平成22年	
	改定額	改定率	改定額	改定率
合 計	△897円	△0.23%	△492円	△0.13%
給料月額	△895円	△0.23%	△441円	△0.11%
はね返り分等	△2円	△0.00%	△51円	△0.02%

	勧 告 前			勧 告 後	
	給与月額	年間給与	給与月額	年間給与	増 減 額
行政職平均	391,225円	6,258,138円	390,328円	6,243,533円	△14,605円

Ⅱ 人事管理の課題に関する報告

1 高齢期の雇用問題の検討

公的年金の支給開始年齢の段階的引上げに伴い、65歳までの雇用を確保する必要があることから、国等の取組を注視しつつ、高齢期雇用のための具体的な対策について検討を進める必要

2 人材の確保・育成等への取組

(1) 人材の確保

受験者ニーズを明確に把握しながら意欲ある受験者の獲得になお一層努めるとともに、時代の要請に応えられる高い資質を備えた人材を確保するための採用試験制度の見直しへの 取組

(2) 人材の育成 (「新たな人事評価制度」の導入)

新たな人事評価制度について、これまでの試行結果を踏まえ、評価結果の具体的な活用用途や方法についても検討を進め、制度の本格的な導入を図る必要

3 勤務環境の整備

- 復旧・復興業務等を含む公務の円滑な執行のためには、職員の心身の健康の保持が最も 重要
- 増加傾向にある職員の心の疾病については、管理監督者による早期の気付き・対応、職員 自らによるストレスの予防・軽減や早期の専門医等への相談などが必要
- 恒常的な長時間の超過勤務は、職員の心身への影響が大きいことから、管理職員による業務管理の徹底が必要
- 両立支援制度の活用の推進策として、男性職員の育児休業取得促進を図るため、休業期間 に比して大幅に減額される仕組みとなっている期末手当について所要の措置を講じていく 必要

4 公務員倫理の徹底

公務員としての倫理観が問われるような不祥事等のみでなく、県民の信頼を大きく失墜させる事案が発生したことから、改めて職員一人一人が、厳正な服務規律のもと業務の適正な執行に努めるとともに、職員に対して公務員倫理の一層の徹底を図る必要